

応援金の支給申し込みに関する誓約書

年 月 日

氷見市長 あて

住 所

氏 名

氷見市移住世帯生活応援金の支給を申し込みするにあたり、氷見市移住世帯生活応援金支給実施要綱の規定により、下記の事項について誓約します。

万一違反があった場合は、氷見市移住世帯生活応援金支給実施要綱第7条の規定により、応援金を返還します。

記

- 1 市に提出する書類の記載内容に偽りが無いこと。
- 2 転入から3年以上氷見市に住所（住民基本台帳に記録されている住所）を置き、当該住所を生活の本拠にすること。
- 3 応援金の支給を受けた者及びその世帯員が、転入の日から3年以内に市税を滞納しないこと。
- 4 氷見市移住世帯生活応援金支給実施要綱の第3条第2項第1号から第9号までの規定に該当しないこと。

以上